

「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和5年6月26日から同年7月25日までの間、「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示案」に対する意見の募集を行った結果、7件の御意見を頂きました。「国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

- 1 定めた命令等の題名  
国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示（令和5年国家公安委員会告示第51号）
- 2 命令等の案を公示した日  
令和5年6月26日
- 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方  
頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。  
頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します）。  
なお、本告示案に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。
- 4 頂いた御意見の総数及びその内訳  
頂いた御意見の総数 7件  
(内訳)  
パブリックコメント意見提出フォーム 4件  
電子メール 3件  
FAX 0件  
郵送 0件